



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和2年10月15日

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

特別徴収に今年度から該当する世帯は、これまで納付書や口座振替でお支払いしていただいている国民健康保険税を10月より年金から直接お支払いいただくことになります。対象の世帯には、すでに送付しています「国民健康保険税納税通知書(賦課明細書)」の各徴収月欄にあらかじめ年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

■ 特別徴収とは

「特別徴収」とは、国民健康保険税を世帯主が受給している年金からあらかじめ納める方法(天引き)のことです。国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

■ 特別徴収に該当する世帯とは

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯が、特別徴収の対象世帯になります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下のこと

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

※特別徴収の対象となる年金の種類には優先順位が定められています。

2つ以上の種類の年金を受給されている場合、その合計額が③の条件を満たしていても、1つの年金だけでもみれば③の条件を満たさない場合は、特別徴収に該当しません。



国民健康保険税を滞納すると

納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

通常保険証の代わりに有効期限の短い保険証が交付されます。

納期限から1年を過ぎると保険証ではなく、資格証明書が交付される場合があります。
(医療費はいったん全額自己負担となります。)

それでも納めないでいると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになります。
差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

◎そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。

滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

また、自己破産等特別な事情がある場合は、それを証明する資料をお持ちのうえ、担当窓口にご相談ください。



対象となる節目の年齢の人へ

口腔健診のご案内



対象となる人には、
10月下旬以降に受診券を送付します。

対象者

令和2年4月1日時点で40歳、50歳、60歳、70歳の
大和郡山市国民健康保険の被保険者の人

費用

無料

期間

令和2年11月1日～令和3年2月28日

場所

市内各実施
歯科医療機関*

*詳細については、10月下旬以降に届く受診券に同封の案内をご確認ください。

特定健診で元気に長生き!

詳細は5月下旬頃にお送りした
「特定健診のご案内」をご覧ください。

大和郡山市医師会 松岡 弘樹 先生からメッセージ

2020年1月、ハーバード大学の研究チームによって「健康的な生活習慣はどれくらいの利益を与えるか?」というテーマについての統計が出されています。その内容は、喫煙しない・体格指数が正常である・中～高度の身体活動をしている・適度な飲酒と質の高い食事をしているといった観点から健康的な生活を位置づけし約111,000人の50歳時のデータを34年間にわたって継続的に調査したというものです。その結果、健康的な生活の条件を全て満たしている女性はまったく満たさなかった女性と比較して10.7年も無病である期間が延長していること、同様に男性では7.6年も無病である期間が延長していることが分かったそうです。

健康的な生活習慣によって7年から10年も病気でない期間が増えるのはとても魅力的な話です。こんなに健康寿命が伸びるなら生活習慣を改めようと思われた人が多いのではないでしょうか。

特定健診を受ける事は早期の病気の発見だけではなく、健康的な生活習慣のアドバイスを医療関係者から受けられるという事もあります。市内のほとんどの診療所や病院で特定健診を受ける事が出来ます。毎年、特定健診を受けて健康的な生活をおくってください。

特定健診未受診の人は、これを機会にぜひ受診ください。受診券を紛失された人は給付係までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 給付係 ☎53-1643

国民健康保険税の口座振込みのお申込について (ペイジー口座振替受付サービス)

市役所保険年金課窓口にキャッシュカードをご持参いただき、申し込み用紙をご記入いただいた上、専用の端末に暗証番号を入力いただければ、電子的に金融機関に口座振替の登録を行うことができます。(金融機関によってはこのサービスを利用できないところもあります。下記、「利用可能な金融機関」をご覧ください。)※キャッシュカードの種類によってペイジーに対応できないものもあります。

口座振替は、自動的に引き落としされるので、納付忘れがなく
たいへん便利です。ぜひ、口座振替をご利用ください。

利用可能な金融機関

- | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| ●奈良信用金庫 | ●みずほ銀行 | ●三井住友銀行 | ●りそな銀行 |
| ●京都銀行 | ●関西みらい銀行 | ●南都銀行 | ●中京銀行 |
| ●大和信用金庫 | ●奈良中央信用金庫 | ●近畿労働金庫 | ●ゆうちょ銀行 |

※ペイジー口座振替受付サービスで申し込みができるのは国民健康保険税だけです。

他の税目や料金等につきましては、このサービスをご利用いただくことができません。

従来どおり申込書を金融機関の窓口に提出して申し込むこともできます。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 保険税係 ☎53-1646